

水戸市立石川中学校 生活のきまり

1 学校生活について

(1) 登校

- ・ 7：40 に昇降口を開錠する。
- ・ 通学路は、決められた道路を通り、道路交通法を遵守する。
※ 決められた道路とは、「私の家庭と生活」に記載された通学路のことをいう。
- ・ 登校時に荒天であった場合、ジャージを着用し登校してもよい。
- ・ 8：10 には、教室での着席を完了する。
- ・ 着席後に、タブレットのダッシュボードを用いて、心の健康観察を行う。
- ・ 欠席や遅刻早退の場合は、保護者の方が学校へ連絡する。
- ・ 8：20（朝の会終了後）以降に登校した場合は、職員室に立ち寄って報告をする。

(2) 朝の会

- ・ 教科書など学習の準備を行い、ロッカーにカバンを入れ整理整頓してから朝の会を行う。
- ・ 朝の会は、名札を着用し制服で参加する。
- ・ 8：15 から朝の会を始める。
- ・ 8：10 に教室不在の場合、原則として欠席もしくは遅刻となる。

(3) 授業

- ・ ノーチャイムのため時計を見て行動し、授業開始3分前には着席し、机の上に授業の準備をする。
- ・ 授業はじめと終わりのあいさつをする。
- ・ 授業は原則として、制服で受ける。ただしジャージに着替える授業の後や、午後の授業はジャージとする。
- ・ 特別教室に移動し教室を空けるときには、机の整頓をし、机の上には物を置かない。消灯と戸締りをし、時間にゆとりをもって移動する。
- ・ 移動教室時の廊下歩行は、右側を静かに移動する。

(4) 休み時間・昼休みの過ごし方

- ・ トイレなどの用が済んだら、次の授業の準備をし、教室で静かに過ごす。
- ・ 他教室に無断では入らない。
- ・ 移動教室の場合は、学年委員を先頭に全員で移動する。
- ・ 昼休みは、グラウンドと図書室の利用ができる。
- ・ 昼休みに、タブレットを用いてゲーム、動画、漫画鑑賞などの私的な利用はしない。タブレットを用いて学習をする際は、担任の先生もしくは教室内の先生に許可をとること。

(5) 給食

- ・ 給食当番は身支度をきちんとし、チェックを受けてから給食の準備を行う。
- ・ 給食中は、静かで衛生的な教室にし、楽しい食事ができるよう机を整頓する。
- ・ 給食の開始と終了時刻を守る。
- ・ 給食終了後は、清掃活動や授業などができる態勢にする。

(6) 清掃

- ・ 清掃は体操服で行う。
- ・ 「黙働」とし、美しい環境で生活できるよう清掃に取り組む。
- ・ 清掃チェックシートを掲示し、一人一人が役割と責任をもち協力して清掃する。
- ・ 清掃用具、ロッカーの整理と点検を行う。
- ・ 清掃終了の報告を担当の先生に行う。

(7) 帰りの活動

- ・ 開始時刻になったら、日直が始める。
- ・ 帰りの会では、1日の生活目標の振り返り、教科の連絡を確実に行う。

- ・部活動の開始時刻に間に合うように、帰りの会を済ませる。
- ・教室の戸締りや、机の整頓などは日直が行う。

(8) 部活動・下校

- ・放課後の部活動がない場合、制服に着替え下校する。部に加入していない生徒も、制服で下校する。
- ・都合により、その日の部活動に参加しない場合、学級担任と顧問へ事前連絡をする。
- ・部活動の終了時刻は、完全下校時刻の15分前とする。
- ・部活動後は、ユニフォーム等での下校を可とする。
- ・一斉下校の際、下校時刻に雨天であった場合、ジャージでの下校を可とする。
- ・下校時の通用門は、西門と東門とし、北門は送迎などの場合のみ使用してよい。
- ・下校途中の寄り道はせず、まっすぐ帰宅する。

(9) 保健室の利用

- ・原則として、休み時間に利用する。来室時には、先生に「保健室連絡票」を記入してもらい、養護教諭に渡す。
- ・保健室を利用した際には、「病気やけがの記録」に生徒が記入する。
- ・保健室での休養は、救急処置や経過観察を目的とし、原則1単位時間（50分以内）とする。休養は、回復が見込まれ授業復帰が期待される場合に行う。
- ・早退の場合は、保護者の迎えを原則とする。

2 服装・身だしなみについて

(1) 頭髪

- ・頭髪は、学習環境にふさわしいものとし、パーマ（ストレートパーマを含む）をかけることや、染色・脱色はしない。
- ・長い髪は、耳から下で一つか二つに束ね、運動も含め学習の邪魔にならないようにする。髪を束ねるゴムやヘアピンの色は、黒・紺・茶とする。
- ・化粧をしたり、眉を細くしたり、ピアス等の装飾品をつけたりしない。（ミサンガ等も含む）

(2) 制服

【 A 】

- 通常（4～5月、10～3月）
 - ・標準学生服、標準学生ズボン（ストレート）及び白ワイシャツを着用する。
 - ・ボタンは本校既定のものとする。ワイシャツの裾を外へ出したり、ズボンをだらしなく下げたりしない。
 - ・学生用ベルトを必ず着用し、ベルトの色は黒または、茶の単色とし、適切な長さの物を使用する。
- 夏季（6～9月）
 - ・標準学生ズボン及び白ワイシャツを着用する。ワイシャツは半袖でもよい。

【 B 】

- 通常（4～5月、10～3月）
 - ・上着は背広型ダブル打合せ、6つボタン、丸襟の白ブラウスを着用する。
 - ・スカートはジャンパースカートを着用する。ひだ数は箱ひだ4本とし、スカート丈は膝が隠れる程度とする。
 - ・スラックスは、本校既定のものとする。
- 夏季（6～9月）
 - ・本校指定のブラウスとスカートを着用する。ブラウスは半袖でもよい。
 - ・スラックスは、本校既定のものとする。

(3) 制服の着用方法

- ・登下校及び、集会・儀式的行事では制服を着用する。（入学式、卒業式の際は、上着着用）ただし、集会行事や気候によって指示のある場合には、体操服に着替えてよい。

- ・登下校時に荒天の場合には、体操服を着用できる。ただし、朝の会には制服に着替えて参加する。
- ・授業中は制服を着用するが、体育・美術・技術・家庭の授業の他、教科担当の先生から指示がある場合には、その授業の1つ前の授業が開始する前に、体操服に着替えて授業に参加する。着替えた後の授業は、体操服のままでよい。
- ・部活動終了後は、体操服で下校してもよい。

(4) 体操服の着用方法

- ・トレーニングウェア（清掃時及び4～5・9～3月の体育の授業）
- ・白半袖シャツ、紺ハーフパンツ（清掃時及び6～9月の体育の授業）
- ・白半袖シャツの下に長袖のインナーウェアを着用してもよいが、外に見えないようにする。色は黒・紺・青・白・茶・銀・グレーを基調とする。
- ・紺ハーフパンツの下にタイツを着用してもよいが、外に見えないようにする。その際は、必ずトレーニングウェアを着用することとする。タイツの色は黒とする。

(5) 靴・くつ下

- ・靴は白を基調とした白い靴ひもの運動靴とし、かかとは踏みつぶさない。
- ・靴ひもは、原則締めて履く。怪我等をしていて、やむを得ない場合を除く。
- ・体育用と兼用するので、授業で使用できるものとし、ハイカットやミドルカットのシューズ・デッキシューズ等は使用しない。
- ・上履き（体育館靴兼用）は、学年別になっている本校指定のものを使用する。
- ・くつ下は、白または黒色ソックスとし、くるぶしが隠れる長さとする。華美でなければ、ワンポイントやラインが入ったものを可とする。

(6) 記名章

- ・記名章は、指定のものを使用する。（破損、紛失した場合は担任に申し出て購入。自己負担。）
- ・学校に保管しておき、登校したら付ける。帰りの会終了後に外して、所定の位置にもどしてから下校する。

(7) 防寒着・部活動のウインドブレーカー

- ・冬季は防寒着を着用してもよい。色は黒・紺・青・白・茶・銀・グレーを基調とする。部活動で共同購入したものについては、色は問わない。セーターやヒートテックなどを着用する場合は、袖や裾が上着からでないようにする。色は防寒着に準ずる。
- ・防寒着やウインドブレーカーの貸し借りをしない。
- ・スカートの防寒対策として、タイツ着用を認める。タイツの色は黒とする。タイツを着用したまま体操服に着替えた際は、トレーニングウェアを着用することとする。
- ・部活動中は、部で決められたウインドブレーカー等を着用してもよい。部ごとに購入したウインドブレーカーは、登下校時に防寒着として着用してもよい。ウインドブレーカー着用の際は、チャックは閉めることとする。

(8) 通学カバン

- ・ツーウェイ式スクールバックか、リュックタイプを使用する。色は黒、または紺とする。補助バックは、トレーニングウェアの入る大きさのものを使用する。色は黒・紺を基調とする。派手な色のバックは使用しない。
- ・荷物はすべて、通学カバンか補助バックに入れる。
- ・大きさは、教室のロッカーに入るものとする。（縦300×横380×奥行360）
- ・原則として、カバンに付けるキーホルダーやお守り等の目印となるものは、1つのみとする。

(9) その他

- ・学習に必要なものは持ってこない。（腕時計・携帯電話・スマートフォン・ゲーム・漫画・雑誌・CD・プリクラアルバム、多額の現金 等）持ってきた場合は学校で預かる。預かったものは、保護者に返却する。
- ・飲食物の持ち込みはしない。飲み物が必要な場合は、水筒（水・お茶・スポーツドリンク）を持参する。夏場に関しては、入れ替え用のペットボトルの持参を可とする。

- ・帽子は、体育の授業や校外行事、避難訓練などで使用するため、常に着用できるようにしておく。
- ・持ち物にはすべて記名する。
 - 体操服（トレーニングパンツ、ハーフパンツ）・通学カバン・帽子・上履き・外履き・学習用具 等
- ・日焼け止めクリームや制汗剤や制汗シートの使用について無香料系のものを使用する。安全面の配慮から、スプレータイプのは禁止とする。
- ・不必要な電子機器は学校に持ち込まない。例) 小型扇風機、電子型ホッカイロ等
- ・家庭で使用する洗濯用柔軟剤については、香りが強いものについては控えてもらうことがある。
- ・上履きで校舎内外を行き来しない。移動の際は、通路として定められている場所を使用する。